

# 設計・施工プロセス専門部会

## 「施工プロセスを通じた検査について」 説明資料

平成18年12月12日

# 施工プロセスを重視した新たな品質確保体制(案)

## 工事目的物の品質確保体制

**QA** (品質保証Quality Assurance)

= **QC** (品質管理Quality Control) + **AT** (受取検査Acceptance Testing)

受注者

発注者

発注者及び受注者が適切に各々の責任を担うことにより、  
効率的かつ効果的な品質確保が必要



新たな品質確保体制の方向性

受注者：責任施工の原則に基づき品質管理を実施

⇒ **第三者証明制度（インスペクター制度）の導入**

発注者：監督・検査の責任の明確化と検査体制の強化

⇒ **監視官（検査官補）※による段階検査の実施**

※ 仮称（以下、同じ）

# 受注者側の品質確保体制(案)

## ● 第三者証明制度(インスペクター制度)を導入

### ① 受注者が行う施工管理について第三者証明制度を導入

- ✓ 受注者の施工管理について資格を有するインスペクターによる施工プロセスチェックを受注者に義務付け

⇒インスペクターは専門分野を有し、プロセスチェックを行うための資格を有することが必要。また受注者内部のインスペクターの場合は、社内体制で独立していることの証明が必要

### ② 施工プロセスチェックの内容

- ✓ インスペクター等は、現場に常駐し、受注者による工事の施工が適切に実施されているか確認・証明(施工プロセスチェック)

① 契約書及び基準書等に基づく施工がなされているか

② 材料の品質確保が適切に実施されているか(材料検査等)

- ✓ 受注者は証明された施工プロセスチェックの結果を発注者に提出

[インスペクターの資格要件(案)]

一級土木施工管理技士+実績

(※将来的には専門の技術資格保有を要件に追加)

# 発注者側の品質確保体制(案)

## ●監視官(検査官補)による段階検査の実施

### ①段階検査の導入

- ✓ 高い頻度で給付(支払い)を伴う検査を「監視官(検査官補)」が実施
  - ⇒従来、監督職員が実施していた段階確認は廃止。但し、契約補助(技術提案の履行や契約変更に係る確認等)や地元調整等の業務を行うため、引き続き、一定頻度の現場状況の確認は必要。
- ✓ 段階検査は、インスペクターにより証明された提出資料を基に書面及び実地検査を実施
- ✓ 監視官(検査官補)は段階検査の結果等について、監督職員と情報交換を行うとともに担当検査職員に報告

### ②監視官(検査官補)

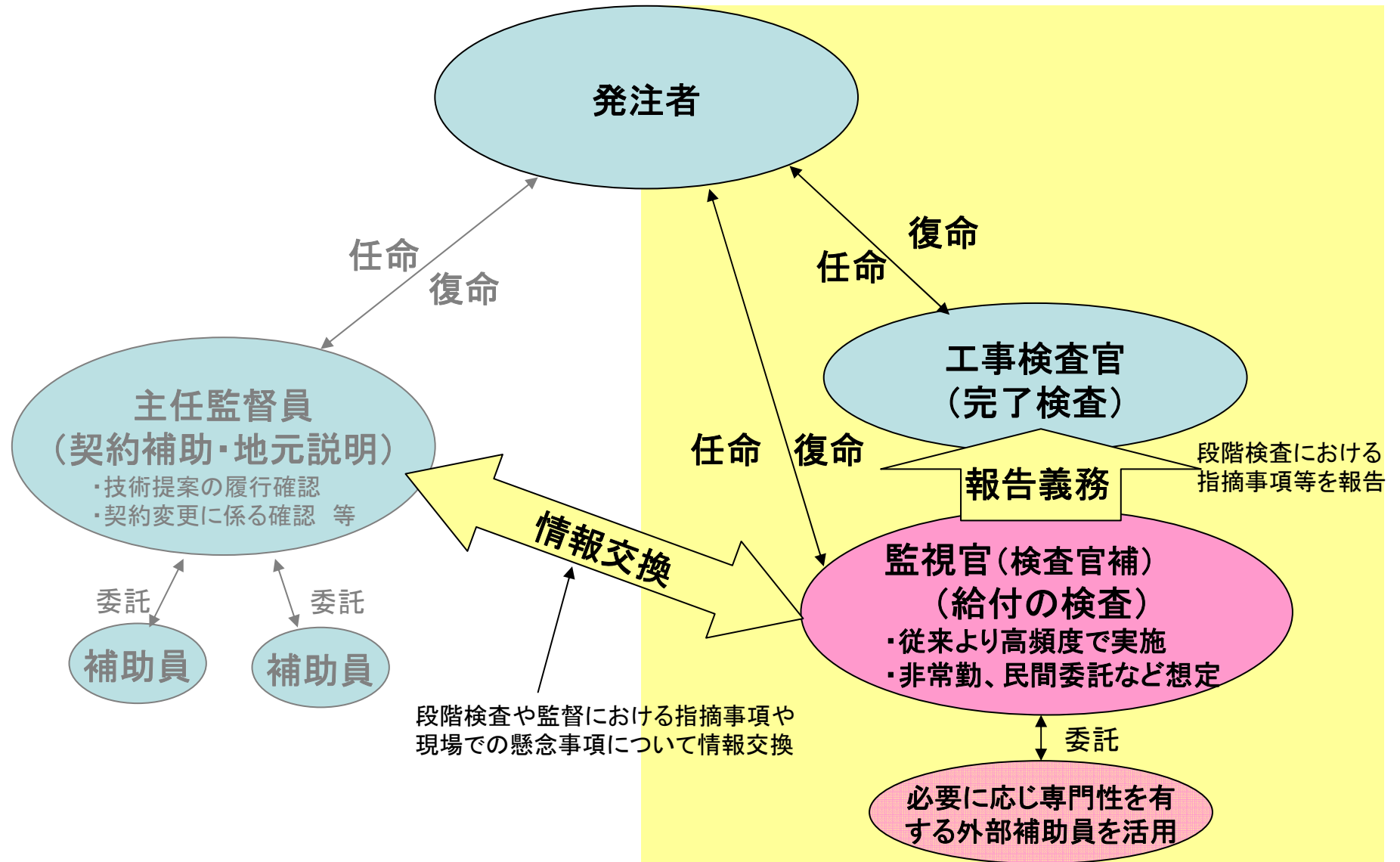
- ✓ 監視官(検査官補)を行う者は職員とするが、事務所体制等により非常勤や外部委託を活用

#### [監視官(検査官補) 資格要件(非常勤等)]

一級土木施工管理技士+実績+面接

(※将来的には専門の技術資格保有を要件に追加)

# 監視官(検査官補)の行動体系イメージ



# 効果と課題

## 品質証明制度(現行)とインスペクター制度

		効果	課題
品質証明制度(現行)		<ul style="list-style-type: none"> <li>受注者の品質確保責任が明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立性が担保されず形骸化している</li> </ul>
インスペクター	自社職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注者の品質確保責任が明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立性が不明確であり馴れ合いの危険</li> <li>大企業は良いが、中小では対応困難(特に専門性の高い工種の対応が困難)</li> </ul>
	第三者機関活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者のため独立性が明確</li> <li>技術者が不足している中小企業でも対応(特に専門性の高い工種の対応が可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注者の品質確保責任が曖昧になる(受注者と第三者機関の責任を明確化する必要あり)</li> </ul>

## 段階確認(現行)と段階検査

		効果	課題
段階確認(現行) [監督職員が実施]		<ul style="list-style-type: none"> <li>監督職員が契約の履行状況のみならず工事の品質等については把握可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督職員が直接現場を確認できていない</li> <li>品質の確認のみであり、再度検査において発注者の確認が必要(支払いの権限なし)</li> </ul>
段階検査 [検査職員が実施]		<ul style="list-style-type: none"> <li>検査として実施するため支払いが伴う</li> <li>検査を専門とする者が品質確認を行うことで効率的な検査の実施が可能</li> <li>専門性の高い部分の検査は外部から補助員を活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が対応できないため、外部(非常勤等)の活用が必要</li> </ul>

# 施工プロセスを重視した新たな品質確保体制(案)

## ●制度見直しによる役割の変化

	発注者			受注者
	監督職員	検査職員 [検査官]	検査職員 [監視官(検査官補)]	
現行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約関係業務 (条件変更,技術提案の確認等)</li> <li>○調整関係 (地元・関係機関調整)</li> <li>○検査関係業務 (段階確認等)</li> <li>○工事促進・技術助言</li> <li>○施工状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○完了検査</li> <li>○中間検査 (既済部分検査)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○品質証明制度 (本支店職員による品質証明の義務付け)</li> </ul>
新たな品質 確保体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約関係業務 (条件変更,技術提案の確認等)</li> <li>○調整関係 (地元・関係機関調整)</li> <li>○工事促進・技術助言</li> <li>○施工状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○完了検査 (○中間検査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●段階検査 (高い頻度で給付の検査を実施)</li> <li>※監督職員との情報交換</li> <li>※検査官への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第三者証明制度 (インスペクター制度)</li> </ul>

# 施工プロセス検査制度導入までの流れ

## ●導入までのスケジュール(案) ※案2をイメージ

	発注者	受注者	(第三者機関)	備考
	段階検査の導入	第三者証明による プロセスチェック (インスペクター制度)	第三者機関の創設 (団体認証・技術者認定制度)	
STEP1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○段階検査【一部試行】</li> <li>○監督職員がプロセスチェック実施【WTO低入札対象】</li> </ul>	(第三者機関なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度スキーム検討・整理</li> <li>○関係機関調整</li> </ul>	
STEP2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○段階検査【拡大】</li> <li>○監督職員がプロセスチェック実施【WTO低入札対象】</li> <li>○監督・検査基準等の改正</li> <li>○体制構築(監視官(検査官補))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接において一部試行【中部・関東で試行】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度創設準備</li> <li>○地方整備局が団体認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出来高部分払制度の拡大</li> <li>○総価契約・単価合意方式の拡大</li> <li>○品確法改正(H19年度末)</li> </ul>
将来	○段階検査【本格導入】	○第三者証明によるプロセスチェックの導入開始	○認証・資格制度の創設	○品質証明制度の廃止